

中央教育審議会 初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会 の設置について（案）

参考資料



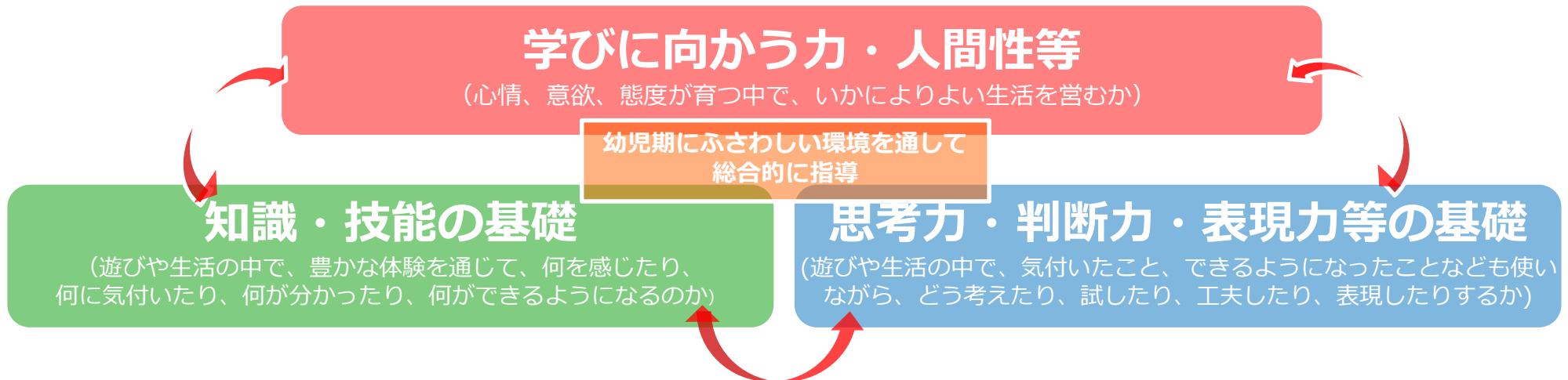
幼児教育に関する主な経過等

平成10年	・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について（答申） ・幼稚園教育要領改訂
平成17年	・子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた幼児教育の在り方について－子どもの最善の利益のために幼児教育を考える－（答申）
平成18年	・認定こども園制度開始 ・幼児教育振興アクションプログラム策定（平成22年度までの方針） ・教育基本法改正（幼児期の教育に関する規定の追加）
平成19年	・学校教育法一部改正（幼稚園の目的及び目標の見直し 等）
平成20年	・幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申） ・幼稚園教育要領改訂 ・保育所保育指針改定（告示化）
平成22年	・幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）
平成26年	・幼保連携型認定こども園教育・保育要領制定
平成27年	・子ども・子育て支援新制度（新たな幼保連携型認定こども園制度を含む）開始
平成28年	・幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）
平成29年	・幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領改訂（育みたい資質・能力、 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化 等）…………… p 2
令和元年	・幼児教育・保育の無償化（平成26年度以降、段階的に無償化）
令和2年	・幼児教育の質の向上について（中間報告）…………… p 5
令和3年	・「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）…………… p 6 ・教育再生実行会議第十二次提言「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」…………… p 8 ・新たな時代を担う人材育成と研究力の強化について(経済財政諮問会議)(幼児教育スタートプラン公表)…………… p 10

幼稚園教育要領等における
「育みたい資質・能力」や
「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

教育課程や保育計画を通じ、**生涯にわたる生きる力の基礎**が一人一人の幼児に育まれるよう、**幼児教育や保育の内容**に関し、次のような点について**施設類型を問わず共通に告示**※している。

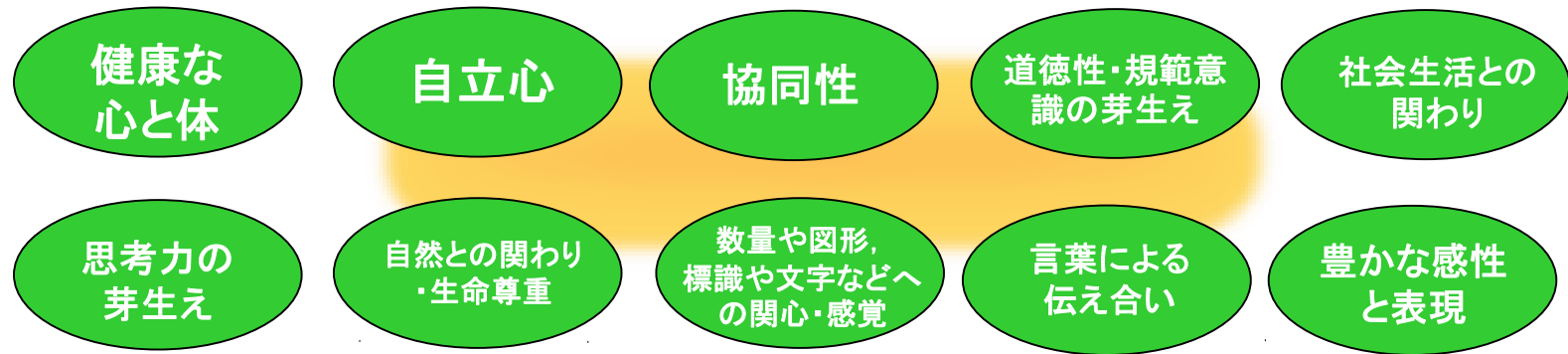
○次に掲げる**資質・能力の基礎**を**一体的に育む**ことを明示。



※幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領について、合同の検討会議等を通じて整合性を図り告示しているところ。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

- 小学校以上の教職員との連携や、地域、家庭等との連携の手がかりとするため、**幼児期の終わりまでに育ってほしい具体的な姿を明確化。**



- なお、小学校学習指導要領においても、幼児期の学びから小学校教育に円滑に移行できるよう、**各教科等の指導において、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮することが求められている。**

I 幼児教育の振興の意義及び今後の基本的な方向性

1. **幼児教育の重要性** ◆幼児教育は、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」(教育基本法) → 国内外における幼児教育の重要性についての認識の高まり
2. **幼児教育を巡る近年の政策の動向** ◆子ども・子育て支援新制度、幼児教育・保育の無償化がスタート → 量の拡充だけでなく、質の向上を求める声の高まり
3. **幼児教育の実践の質向上** ◆新幼稚園教育要領等 → 個々の教職員が子供と直接関わりながら、幼児教育に関わる全ての者と連携・協力し、質の向上に一層取り組む必要
4. **新型コロナウイルス感染症拡大の状況における幼稚園等の取組** ◆幼児の心身の健全な発達への支援 → 施設の園務・衛生環境改善、関係機関相互の連携強化

II 質の向上のための具体的な方策

1. 幼児教育の内容・方法の改善・充実 ◆「遊び」は発達の基礎を培う重要な学習 ◆「環境を通して行う教育」を基本 ◆幼児教育現場の課題は多様化・複雑化

(1) 幼稚園教育要領等の理解推進・改善

- ・研修や研究協議会、参考資料等の作成を通じた関係者の理解増進
- ・家庭・地域との認識の共有による「社会に開かれた教育課程」の実現

(3) 教育環境の整備

- ・発達段階を考慮した先端技術の活用により体験をさらに豊かにする工夫
- ・耐震化等の安全・安心な環境整備

(2) 小学校教育との円滑な接続の推進

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに幼小の連携促進
- ・小学校教育におけるスタートカリキュラムの編成による学びの連続性の確保

(4) 特別な配慮を必要とする幼児への支援

- ・障害のある幼児や外国人幼児等への支援(地方公共団体や幼児教育施設における体制整備、研修プログラムの作成、指導上の留意事項の整理等)

2. 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上

- ◆幼稚園教諭等は平均年齢が若く、平均勤務年数が短い、人材確保も困難

(1) 処遇改善をはじめとした人材の確保

- ・給与等の処遇や配置の改善等の推進
- ・新規採用、離職防止・定着、再就職の促進等の先導的な取組の支援

(2) 研修の充実等による資質の向上

- ・各研修の位置付けを構造化し、効果的な研修を実施
- ・各職階・役割に応じた研修体系構築、キャリアステージ毎の研修機会確保

(3) 教職員の専門性の向上

- ・上位の免許状の取得促進、小学校教諭免許や保育士資格の併有促進

3. 幼児教育の質の評価の促進

- ◆幼稚園は比較的規模が小さく、外部の視点を入れた活動の見直しは重要
- ◆各園の独自性を確保しつつ、評価等を通じたPDCAサイクルの構築が重要

(1) 幼児教育施設への適切な指導監督等の実施

- ・都道府県・市町村の連携等による効率的な指導監督の実施

(2) 幼児教育施設における評価等を通じた運営改善

- ・自己評価の確実な実施、関係者評価・第三者評価の実施の推進
- ・公開保育の仕組みを学校関係者評価等に活用することは有効

(3) 幼児教育の質の評価に関する手法開発・成果の普及

- ・日本の幼児教育の特徴を踏まえた質に関する評価手法の開発等

4. 家庭・地域における幼児教育の支援

- ◆預かり保育や子育て支援等のニーズの高まり、待機児童対策の観点

(1) 保護者等に対する学習機会・情報の提供

- ・保護者等に対する相談体制の整備、地域における家庭教育支援の充実

(2) 関係機関相互の連携強化

- ・福祉担当部局などの首長部局や児童相談所等の関係機関との連携

(3) 幼児教育施設における子育ての支援の促進

- ・預かり保育の質向上・支援の充実、親子登園・相談事業等の取組の充実

5. 幼児教育を推進するための体制の構築

- ◆担当部局一元化は増加傾向だが公私・施設類型一体的な取組は課題、体制は手薄

(1) 地方公共団体における体制の構築

- ・各自治体の幼児教育推進体制(幼児教育センター等)の整備(公私・施設類型を越えた質向上の取組推進)

- ・幼児教育担当指導主事の配置、幼児教育アドバイザーの育成・配置

(2) 調査研究の推進

- ・大学・研究機関・幼児教育施設等における調査研究・ネットワーク構築等

6. 新型コロナウイルス感染症拡大の状況における幼稚園等の具体的な取組

- ・幼児の心身の健全な発達に向けた家庭及び地域における教育の支援等
- ・園務改善のためのICT化支援、トイレや空調設備の改修等による衛生環境の改善等
- ・関係機関相互の連携強化(児童相談所等の関係機関との緊密な連携等)

中央教育審議会初等中等教育分科会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(答申)のポイント

～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～【令和3年1月26日 中央教育審議会】

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

① 個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

- ◆ 「個別最適な学び」が進められるよう、これまで以上に子供の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる
- ◆ その際、ICTの活用により、学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を利活用することや、教師の負担を軽減することが重要

② 協働的な学び

- ◆ 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要
- ◆ 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせさり、よりよい学びを生み出す

「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し、継承
- 一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「二項対立」の陥穽に陥らず、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせ活かしていく

各学校段階における全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現に向けた取組等について

【幼児教育における学び】

- 小学校との円滑な接続、質の評価を通じたPDCAサイクルの構築等により、質の高い教育を提供
- 身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で達成感を味わいながら、全ての幼児が健やかに育つことができる

【義務教育における学び】

- 先端技術の活用等による学習の基盤となる資質・能力の確実な育成、一人一人の興味・関心等に応じ意欲を高めやりがいなどを深められる学びの提供
- 学校ならではの児童生徒同士の学び合い、多様な他者と協働した探究的な学びなどを通じ、地域の構成員や主権者の一人としての意識を育成
- 心身ともに健康な生活を送るために必要な資質・能力(健康リテラシー)の育成や、生活や学びにわたる課題(虐待等)の早期発見等による安全・安心な学び

【高等学校教育における学び】

- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や、社会の形成に主体的に参画するための資質・能力が育まれる
- 地方公共団体、企業、高等教育機関、国際機関、NPO等の多様な関係機関との連携・協働による地域・社会の課題解決に向けた学び
- 多様な生徒一人一人に応じた探究的な学びや、STEAM教育など実社会での課題解決に生かしていくための教科等横断的な学び

【特別支援教育における学び】

- 全ての教育段階において、インクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われ、全ての子どもたちが適切な教育を受けられる環境整備
- 障害のある子どもとない子どもが可能な限りともに教育を受けられる条件整備
- 障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

子供の学びや教職員を支える取組

▶ 幼児教育を推進するための体制の構築

- 地方公共団体における幼児教育センターの設置や、幼児教育アドバイザーの育成・配置等による幼児教育推進体制の構築
- 新型コロナウイルス感染症への対応をとりつつ、子供の健やかな育ちを守り支えていくための保健・福祉等の専門職や関係機関とスムーズに連携できる幼児教育推進体制の整備

▶ 教育環境の整備

- 教職員の事務負担の軽減を図るため、幼児教育施設における業務のICT化の推進
- 空調設備改修等による衛生環境の改善等の感染防止に向けた取組の推進

▶ 小学校高学年からの教科担任制の導入(令和4年度を目標)

- 9年間を見通した指導体制の構築、専門性の高い教師によるきめ細かな指導の充実、教師の負担軽減等
- 新たに専科指導の対象とすべき教科(例えば外国語・理科・算数)や学校規模・地理的条件に応じた効果的な指導体制の在り方の検討
- 中学校免許保有者が、小学校で専科教員として勤務した経験を踏まえて小学校免許を取得できるよう制度を弾力化

▶ 補充的・発展的な学習指導

- 補充的な学習や発展的な学習を取り入れ、必要に応じて異なる学年の内容を含めて学習指導要領に示していない内容を加えて指導

▶ 標準授業時数の弾力化(カリキュラム・マネジメントの充実)

- 各学校が持っている裁量を明確化するとともに、総枠としての授業時数は引き続き確保しつつ、教科等ごとの授業時数の配分について一定の弾力化が可能となる制度を設ける

▶ 学習履歴(スタディ・ログ)など教育データの活用

- 教育データ利活用の基盤となるデータ標準化等の取組を加速しつつ、ICTを活用したPDCAサイクルの改善によりきめ細かい指導を充実

▶ 新時代の学びを支える環境整備

- 1人1台端末等に適合した教室環境や衛生環境の整備
- 少人数によるきめ細かな指導体制、必要な施設・設備の計画的整備

▶ スクール・ミッションの再定義、スクール・ポリシーの策定

- 各設置者は、各学校の存在意義や社会的役割等を明確化する形で再定義、目指すべき学校像を明確化
- 各学校は「入口」から「出口」までの教育活動の方針(スクール・ポリシー)を策定・公表

▶ 「普通教育を主とする学科」の弾力化・大綱化(普通科改革)

- 学際的な学びに重点的に取り組む学科や、地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科等を、各設置者の判断によって設置可能とする措置を実施

▶ 地域産業界を支える革新的職業人材育成(専門学科改革)

- 地域の産官学が一体となって将来の地域産業界の在り方を検討、専門高校段階での人材育成の在り方を整理し、教育課程を開発・実践

▶ 高等学校通信教育の質保証

- 通信教育実施計画の作成、面接指導等実施施設の実施環境の基準や少人数による面接指導を基幹とすべきことの明確化、教育活動等の状況に関する情報公開の義務化等

▶ 中山間地域・離島等の高等学校への対応

- 中山間地域・離島等の複数の学校がネットワークを構築し、ICTも活用して各学校の科目の履修を可能化

▶ 高等専修学校の機能強化

- 高等教育や就業につながるカリキュラムの開発や、地域・企業等との連携を通じた教育体制の構築を支援

【義務教育・高等学校教育段階の取組】

- 外国人児童生徒等の教育の充実のため、高等学校段階における指導方法等の開発、日本語指導教師等のための履修証明プログラムの構築
- 教師のICT活用指導力の向上のため、国から提供するICTの活用に係るコンテンツの利用を促進

【各学校段階等を通じた取組】

- 特別支援学校の教育環境を改善するため、特別支援学校に備えるべき施設等を定めた特別支援学校設置基準を策定
- 特別支援学校教諭の質の向上のため、教職課程の内容を見直すとともに共通的に修得すべき資質・能力を示したコアカリキュラムを策定
- 地域の実態に応じた、学校施設の適正規模・適正配置の推進、他の公共施設との複合化・共用化、分野横断的実行計画の策定等による計画的・効率的な施設整備の推進

教育再生実行会議 第十二次提言概要

「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」(令和3年6月3日)

ニューノーマルにおける教育の姿

- 一人一人の多様な幸せと社会全体の幸せ(ウェルビーイング)の実現を目指し、学習者主体の教育に転換
 - デジタル化を進め、データ駆動型の教育に転換。学びのデータ(学習面、生活・健康面、教師の指導面)の活用
- 【意義】①子供：学びの機会や質の充実 ②教師：指導方法の充実や働き方改革 ③行政：現状把握に基づく政策立案

1. ニューノーマルにおける初等中等教育の姿と実現のための方策

(1) ニューノーマルにおける新たな学びに向けて～データ駆動型の教育への転換～

①一人一台端末の本格運用に係る環境整備

- 安全・安心に端末を取り扱うための手引の策定・周知
- 個人情報保護制度の見直しを踏まえた学校教育上の取扱いの明示

②データ駆動型の教育への転換による学びの変革の推進

- 学習状況のデータを管理するマネジメントシステムの活用促進
- 同時双方向やオンデマンドによる授業モデルの展開

③学びの継続・保障のための方策

- 学校でも家庭でも継続して学習できるオンライン学習システムの全国展開
- 不測の事態でも、学校と児童生徒の関係を継続し、学びを保障する取組の推進
- 小学校との連続性を意識した幼児教育推進体制の充実・強化

④学びの多様化等

- 高校生が大学の講義を学ぶ「先取り履修」の推進
- 大学への飛び入学者への高校卒業資格付与<従来、大学中退の場合、中卒扱い>

(2) 新たな学びに対応した指導体制等の整備

①少人数によるきめ細かな指導体制・施設設備の整備

- 小学校35人学級の効果検証等を踏まえ、中学校を含め望ましい指導体制の検討
- 新たな学校施設の在り方(令和の学校施設スタンダード)の明確化

②教師の質の向上、多様な人材の活用等

- 教員免許制度、教員養成大学・教職課程等の総合的な見直し
- 教員免許更新制の改革、特別免許状の見直しなど多様な人材確保策

2. ニューノーマルにおける高等教育の姿、国際戦略と実現のための方策

(1) ニューノーマルにおける高等教育の姿

①遠隔・オンライン教育の推進

- ハイブリッド型教育の推進、MOOCや大学間連携などリソースの共有・有効活用
- 単位数上限算定の考え方の明確化、質保証システムの在り方の見直し

②教学の改善等を通じた質の保証(「出口における質保証」)

- 「教学マネジメント指針」に基づく密度の高い組織的な大学教育の展開

③学びの複線化・多様化

- 高校時代に取得した大学の単位数に応じ、修業年限を柔軟化
- 産学連携による職業教育機能の強化、リカレント教育の充実

④デジタル化への対応

- 学修歴証明書の普及、学修管理システムによる学修データを活用した教育改善
- さらに、⑤学生等への支援の充実、⑥大学等の施設・設備の整備の推進

(2) グローバルな視点での新たな高等教育の国際戦略

①グローバル化に対応した教育環境の実現、学生のグローバル対応力の育成

- 国際連携教育課程(JD)の一層の普及促進
- 高校段階からの海外留学促進、「トビタテ!留学JAPAN」の後継事業の実施

②優秀な外国人留学生の戦略的な獲得※技術流出防止等に十分に配慮

- 国際バカロレア(IB)などの成績を用いた特別入試の実施
- 頭脳循環の拠点となる大学での優秀な留学生の獲得に資する制度の検討

③学事暦・修業年限の多様化・柔軟化と社会との接続の在り方

- 大学等の国際化や学びの多様化に対応した秋季入学・4学期制や早期卒業・修了の推進、秋採用や最終学年6月以降の通年採用の推進・情報発信

3. 教育と社会全体の連携による学びの充実のための方策

(1) 大学等における入学・卒業時期の多様化・柔軟化の推進

【今後の望ましい在り方】

- 全ての学校種で一律に秋季入学へ移行するのではなく、まずは大学等における入学・卒業時期の多様化・柔軟化のため必要な支援を実施
(例：ギャップタームの成果の普及、定員管理や授業料の在り方の整理)
- 産業界における採用・雇用慣行の改革と併せた取組の推進・情報発信
(例：秋採用・最終学年6月以降の通年採用)
- これらの取組状況や検証等を踏まえ、初等中等教育段階も含め更に議論

※初等中等教育段階での秋季入学への移行は、児童生徒の一時的急増による教師・施設の確保、社会への影響、幼稚園の教育・運営への影響、教育現場に更なる負荷がかかるため、国民や社会の十分な理解と協力が必要

(2) 子供の育ちを社会全体で支えるための取組

① 子供たちの創造的な活動を支援するための学校・家庭・地域や企業の取組

- 「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」の一体的推進・取組支援
- 図書館・公民館など社会教育施設におけるICTの有効活用

② 新たな働き方やワーク・ライフ・バランスの推進等

- 教育に大人が関わりを持てるようにする観点からもテレワークを更に推進
- 年次休暇の取得、時間単位の年次休暇制度の導入の好事例の紹介

今後に向けて

- 提言内容の速やかな実行とフォローアップの実施が必要
- 今後、さらに、①高大接続の望ましい在り方、②教師の質の向上や多様な人材の活用のための方策、③対面指導と遠隔・オンライン教育の在り方、④データ駆動型の教育への転換のための取組について掘り下げた検討が必要

4. データ駆動型の教育への転換～データによる政策立案とそのための基盤整備～

- 様々な教育データを活用し、現状把握と効果的な教育政策を立案・実施
学びのデータ（学習面、生活・健康面、教師の指導面）を多様な場面で活用
- 国において、司令塔となる組織の強化を図るなど、抜本的に改革

データによる政策立案

- 教育の特性を踏まえたEBPMの手法・課題の整理
- データの紐づけ、長期的な縦断調査、教師のデータの調査、実証分析の活用を検討

教育データ基盤の整備

- ユニバーサルIDや認証基盤の検討（マイナンバー制度の活用を含む）
※転校時等の教育データの持ち運び等の方策も検討
- 安定的なデータ流通の検討

調査・分析・研究体制

- 調査やEBPMを統括する体制や人員の強化
- 文部科学省・国立教育政策研究所と大学等との連携により、教育データの分析・研究に関する機能の構築
- 公的な教育データプラットフォームの在り方、個人が自身の様々なデータを集約・活用できる仕組みの検討
- 教育と福祉などの幅広い分野とのデータの連携による児童生徒への支援

新たな時代を担う人材育成と 研究力の強化について

令和3年5月14日
萩生田臨時議員提出資料



文部科学省

1. 「Society5.0」における子供たちの学び

◆「Society5.0」

仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会課題解決を両立する人間中心の社会

◆我が国が目指す未来社会像

直面する脅威や先の見えない不確実な状況に対し、持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりの多様な幸せ (well-being)を実現できる社会

「Society5.0」において育むべき子供たちの資質・能力

子供たち一人一人が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすること

これまで

(1) 幼児教育や高等教育の無償化

幼児教育の無償化や高等教育における給付型奨学金の創設など、保護者の就労・経済状況によらない教育機会の安定的確保（セーフティネットの整備）

(2) 小中学校における1人1台端末の整備

GIGAスクール構想の大幅な前倒しにより、子供たちのデジタル学習環境を整備

(3) 35人学級の実現に向けた義務標準法改正等

小学校35人学級の計画的な整備を進めることとし、義務標準法改正等を実施

これから

引き続き、ICT活用と少人数学級を両輪として進め、質の高い教師の確保や学校施設などの教育環境を改善

・多様な子供たちを誰一人取り残すことなく育成する「**個別最適な学び**」

・子供たちの多様な個性を最大限に生かす「**協働的な学び**」

を一体的に充実し、

質の高い学び

の実現へ 11

2. 「令和の日本型学校教育」の実現に向けた取組

デジタルならではの学びの推進

- 学習者用デジタル教科書の普及促進
- CBTシステム（MEXCBT）の充実
- 学習履歴など教育データの分析・利活用の推進



リアルな体験を通じた学びの推進

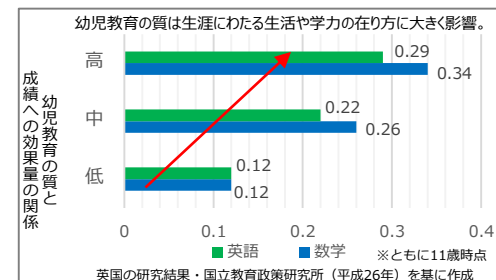
- 教師と子供、子供同士の関わり合いや、自分の感覚や行為を通して理解する実習・実験、地域社会での体験活動、専門家との交流等の充実
- 自然体験活動、文化芸術活動の推進

全ての子供が **格差なく 質の高い学び** へ円滑に接続

（日本人学校等の子供を含む。）

幼児期からの学びの基盤づくり

- 「幼保小の架け橋プログラム」を通じた全5歳児の生活・学習の基盤保障
- 0歳からの発達支援・子育て家庭への支援
- 幼児期からの子供のデータの蓄積・活用による一人一人の発達把握、早期支援等



教師等の指導体制の充実・質向上

- 小学校35人学級の計画的な整備、その効果検証等を踏まえ、中学校を含め学校の望ましい指導体制の在り方の検討
- 小学校高学年における教科担任制の推進、外部人材の充実
- 教員免許の在り方の検討、更新制の抜本的見直し
- 教員養成大学・教職大学院の機能強化
- 幼児教育を支える保育者の確保・資質能力向上



専門人材の活用

- いじめ、不登校、虐待、自殺防止等、子供の安全や学びを守るためのSC、SSW等の配置の充実、家庭・福祉との連携強化

学校施設の計画的・効率的整備

- 新時代の学びに対応するため、長寿命化改修等を通じて、老朽化対策と教育環境の向上を一体的に推進
- 地域コミュニティの拠点として、複合化・共用化を推進



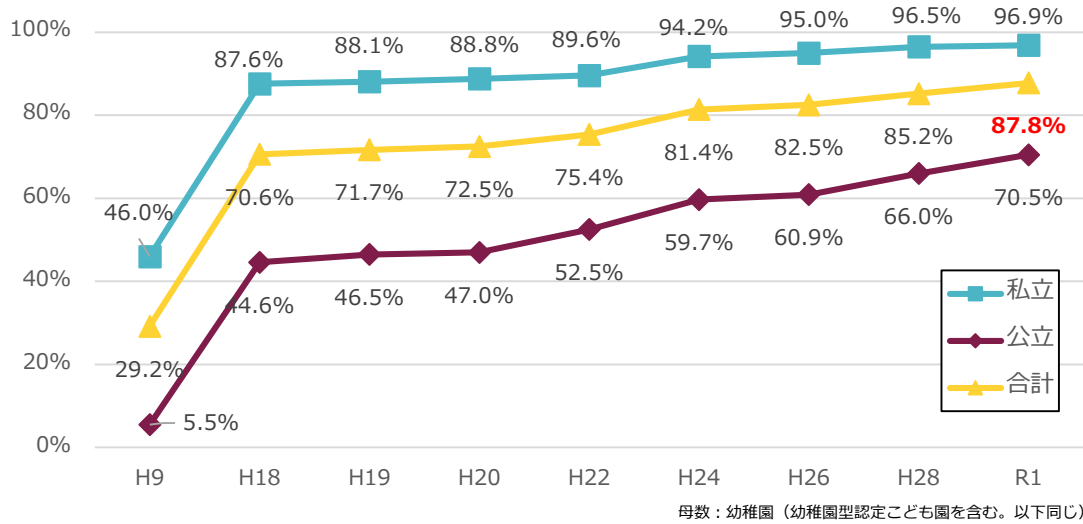
多様な学習に柔軟に対応



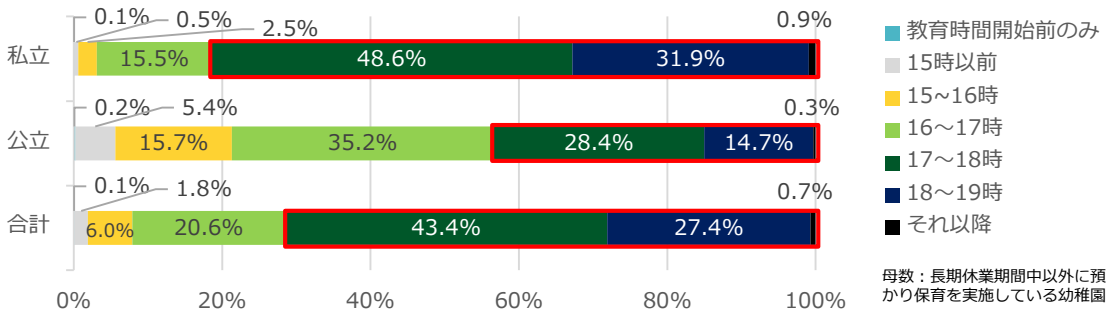
子育て支援センターとの複合化

保護者の就労状況等を踏まえた幼稚園の預かり保育の状況

✓ 在園児の預かり保育を実施している幼稚園は全体の87.8%



✓ 7割の幼稚園で17時以降も在園児の預かり保育を提供



✓ 満3歳未満児の保育を実施している幼稚園は全体の67.0%

実施率	私立	67.6%	年間平均実施日数	私立	46.5日
	公立	65.8%		公立	18.5日
	合計	67.0%		合計	36.6日

母数：幼稚園
母数：満3歳未満児の保育を実施している幼稚園

近年の取組

- 預かり保育を含めた幼児教育・保育の無償化
- 満3～5歳児を主な対象とした幼稚園における預かり保育の運営費補助（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）及び私学助成）の単価充実、障害児受入れの特別単価創設等
- 満3歳未満の保育の必要性のある子供を対象とした幼稚園における一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）における開設準備経費の新設、単価充実、0歳児及び1歳児への対象拡大
- 幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育を実施するための施設改修等の補助メニューの創設
- 待機児童が存在する市区町村において、幼稚園の設備を活用して小規模保育事業※が提供される場合、利用定員の上限を弾力化（3人増し→6人増し）
※利用定員6～19人の、0～2歳児を主な対象とした保育施設

今後の方向性

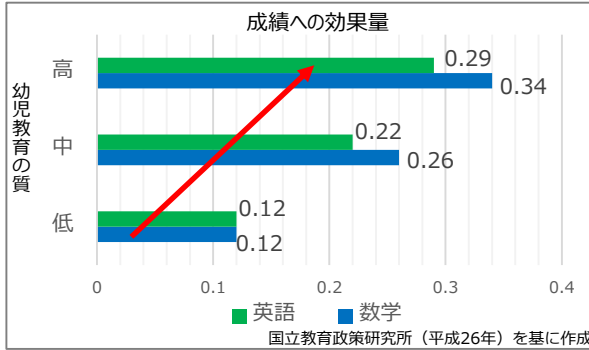
幼稚園の預かり保育において、ユーザ目線で必要な開設日や開設時間が確保されているか等について検討を行うとともに、引き続き、認定こども園への移行を希望する幼稚園への支援を図るなどして、地域や就労世帯の実情に応じた、よりきめ細かな対応を促進。

あわせて、子育て支援や預かり保育時間中の活動を含め、幼児教育・保育の活動の質の一層の向上が必要。

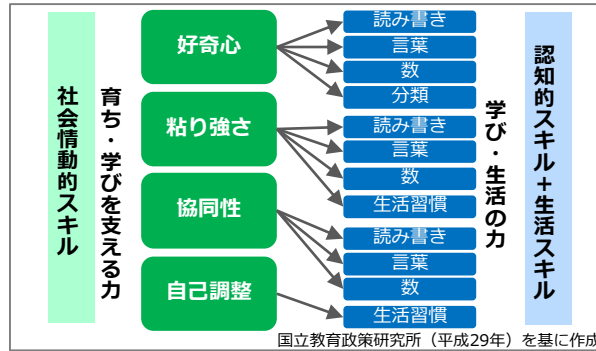
幼児教育の質の一層の向上の必要性

✓ 全ての幼児教育施設で、好奇心・粘り強さといった「育ち・学びを支える力」を育めるようにすることが急務。

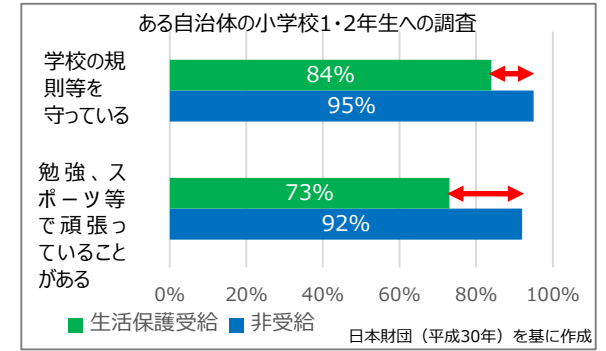
1 英国の研究によれば、11歳児の数学、英語、自己調整力の発達には、①3～4歳児の家庭環境と②幼児教育の経験・質が組み合わさって関係している。



2 小学校期の学び・生活の力を支えるのは、好奇心・粘り強さといった「育ち・学びを支える力」。



3 小学校入学時点で「育ち・学びを支える力」に差が存在してしまっているおそれ。



質の高い幼児教育・保育のみが子供の発達と学びに結び付いていること、特に恵まれない境遇にある子供において（その傾向が）顕著であることを、ますます多くの研究が示している（OECD 2018）

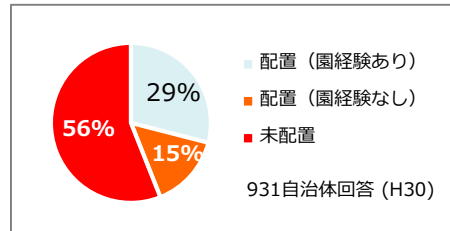
- ✓ 質の一層の向上のためには、**保育者への研修や訪問支援の機会の増加、経験豊富な保育者の定着が有効。**
- ✓ **また、デジタル・リアル双方における小学校以降の教育の動きも踏まえ、改めて幼保小の連携・接続を促進する必要。**
- ✓ **一方、自治体によってアドバイザーの配置状況、小学校教育との接続には差がある。保育人材の確保についても厳しい状況。**

エビデンス

- 現職保育者に**集中的な研修**をすると、保育の質が向上し、**子供の読み書き・数の能力が伸びる**とする英国研究結果
- **幼児教育アドバイザーの訪問支援**を受けたことで、保育の質の向上につながったとする自治体報告
- **10年以上の経験**のある保育者が子供の将来を改善するとする米国研究結果

現状 1

幼児教育アドバイザー等の配置状況は自治体によってばらつきがある



現状 2

保育人材の平均勤続年数は10年に満たず、人材の需要に供給が追いついていない

R2平均勤続年数：**約7年**
（小中学校：12年）

R2有効求人倍率：**約4倍**
（全職種：1.4倍）

現状 3

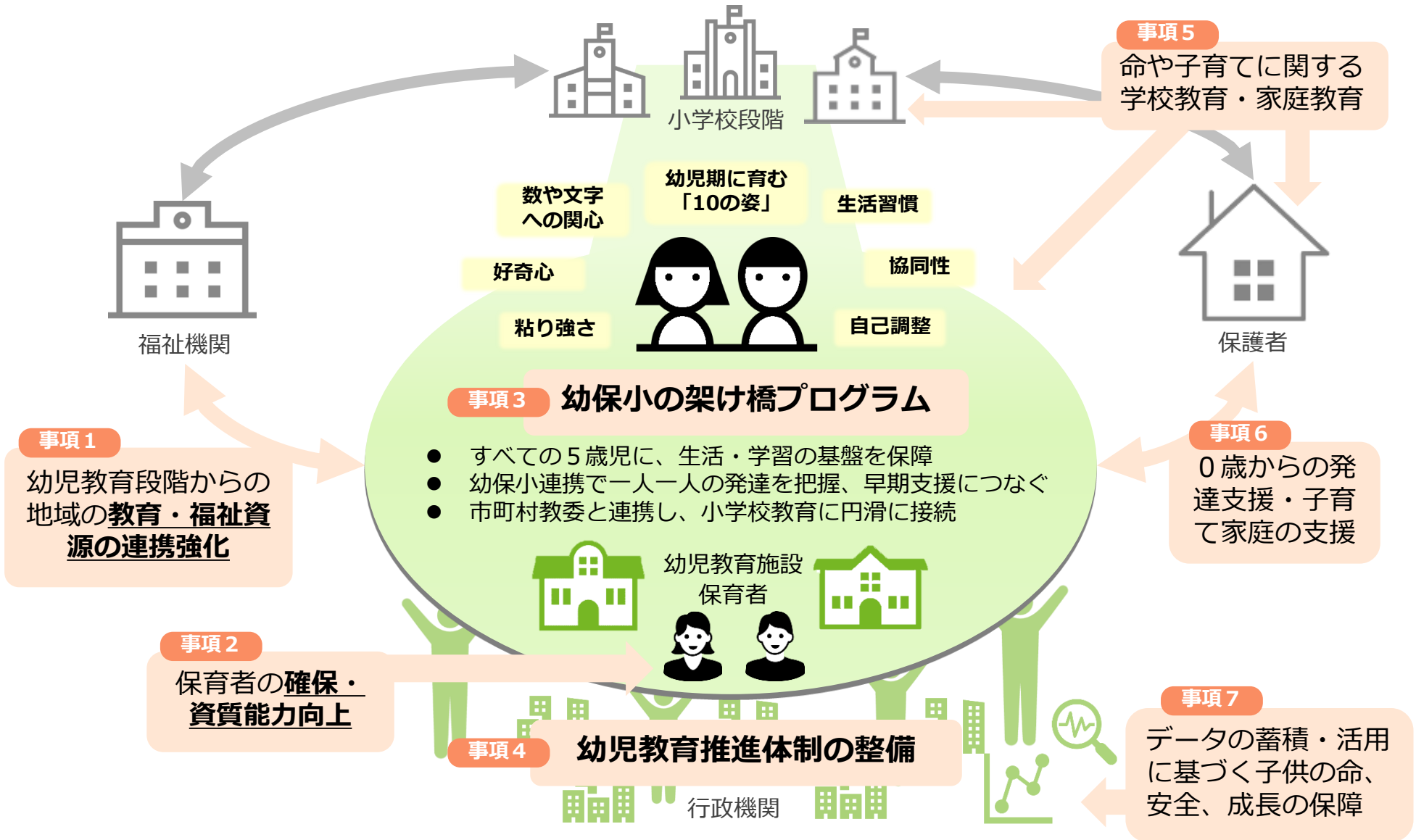
小学校教育との接続を見通した教育課程の編成・実施の状況は市町村によってばらつきがある

幼児期の教育と小学校教育の接続を見通した教育課程の編成・実施を行っている市町村

17%（H24） → **36%**（R1）

幼児教育スタートプラン（仮称）のイメージ

以下の事項を、幼児期の教育に関する基本的な計画として位置付け、一体的に実行することで、子供の未来への架け橋となる社会システムを構築。



市町村等による一体的な幼児教育推進体制の整備、
アドバイザー派遣で保育現場を支える